

第 5 章

環境保全に向けた取組

第5章 環境保全に向けた取組

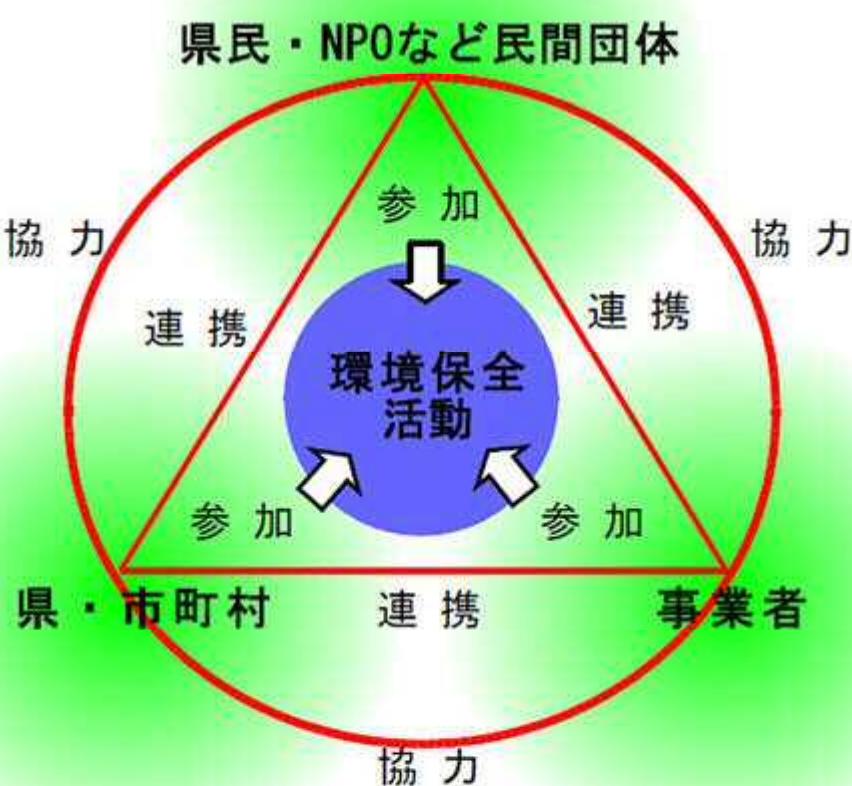
第1節 各主体の役割と取組

第3章で掲げた基本目標の実現を目指し、環境保全を進めていくには、これまでの経済社会システムやライフスタイルを見直し、全ての人の活動に環境への配慮を組み込んでいく必要があります。

このためには、県をはじめ市町村や事業者、県民、民間団体など全ての主体が、環境に与えている負荷や環境から得ている恵みなど人と環境との関わりを理解し、それぞれの立場に応じた役割分担のもと、相互に連携・協力しながら、環境保全活動に自発的・積極的に取り組むことが重要です。

ここでは、各主体に期待される役割を明らかにし、各主体が責任と自覚を持って取り組む方向を示します。

■環境保全に係わる各主体協力のイメージ図



1 県

県は、各主体と連携・協力し、地域の特性に配慮した環境保全施策を総合的かつ計画的に実施する役割を持っています。

このため、各主体ごとの環境保全に向けた取組の方向や役割分担等を設定・提示するとともに、各種制度の設定や社会資本の整備等により、その行動の基盤づくりに努め、各主体の自主的・積極的な環境保全活動や各主体の協働による取組を促進します。

また、県自らも、地域における事業者・消費者としての立場から率先して環境保全に取り組みます。

(1) 環境に配慮した施策等の推進

- 各種計画の策定に際しては、野生生物の生息・生育環境の確保など環境に配慮した計画づくりに努めます。
- 各種事業の実施に際しては、必要に応じ環境影響評価を実施し、生態系に配慮した環境への負荷の少ない工法、技術の開発・採用を進めます。
- 各種制度の設定や社会資本の整備等により、各主体の行動の基盤づくりに努めます。
- 事業者に対し、環境マネジメントシステムISO14001について、導入や普及の促進に努めます。
- 各主体に対し積極的に取組の推進を働きかけるとともに、達成状況の公表や進捗状況の管理を行います。

(2) 環境保全活動の促進

- 市町村、事業者、県民及び民間団体の環境保全活動を促進するため、環境教育・環境学習の推進、情報の提供を進めます。
- 多様な主体による環境保全に関する活動を支援します。
- エコマーク¹商品、グリーン購入など環境保全型商品の普及、各種環境情報の提供を行います。

(3) 広域的施策の総合調整

- 広域にわたる施策の総合調整を行います。
- 広域的取組が必要な課題については、国等と連携して取り組みます。
- 市町村が行う施策に対し、必要な支援に努めます。
- 地球環境保全に関する国際的な取組を促進します。

(4) 環境保全に関する率先行動

- 事業者・消費者として、県の環境保全に向けた行動計画（県庁環境保全率先実行計画）に基づき、率先して環境保全に取り組みます。
- 環境に配慮した製品等を購入し、使用します。
- 再生可能エネルギーの導入、水の有効利用、施設周辺や屋上緑化及び建設工事における建設廃棄物の再生と利用等を進めます。
- 県発注の公共工事において、コンクリート型枠への熱帯材²の使用抑制や反復使

1 エコマーク：環境への負荷の低減などを通じて環境保全に役立つと認められる商品につけられるマークです。エコマーク事業は、商品の選択という側面から環境にやさしいライフスタイルを提案するもので、公益財団法人日本環境協会が実施しています。

2 熱帯材：熱帯林から産出する材木のことです。熱帯林の減少は、熱帯諸国の国土保全機能の低下のみでなく、気候変動（二酸化炭素吸収源の減少）や野生生物種の減少など地球環境に影響を及ぼします。我が国でも、建築現場における型枠材に熱帯材の使用ができるだけ減らし、他の材料を使用するなどの動きが進められています。

用に努めるとともに、金属型枠や新素材、県産材を使用する工法の採用を促進します。

- 電気・ガス・水の消費を抑制するとともに、廃棄物の分別収集や減量等を進めます。
- 庁舎、公営住宅など公共施設の建設に当たっては、周辺景観との調和を図ります。
- 職員に対する研修の機会や情報の提供により、職員一人一人の環境保全活動を奨励します。
- エコ通勤（ノーマイカーデー等）やアイドリングストップ、エコドライブに積極的に取り組みます。
- クリーンエネルギー自動車を積極的に導入します。
- クールビズやウォームビズに積極的に取り組みます。
- 環境負荷の低減や環境汚染の未然防止を図ります。
- L E Dを使用した信号機の積極的な導入を推進します。
- 県民、事業者、行政が一体となって、マイバッグ（買物袋）を活用し、レジ袋の削減等に取り組む「鹿児島県マイバッグキャンペーン」や「マイ箸運動」を推進します。

2 市町村

市町村は、住民に最も身近な行政機関であり、地域の環境特性を熟知しています。

このため、地域の自然的・社会的条件に応じて、各主体ごとに環境保全に向けた取組の方向や役割分担等を設定・提示するとともに、各種制度の設定や社会資本の整備等により、その行動の基盤づくりに努め、各主体の自主的・積極的な環境保全活動や各主体の協働による取組を促進することが期待されます。

また、国や県とも連携・協力して地域の環境保全に努めるとともに、市町村自らも地域における事業者・消費者としての立場から取組を率先して実行することが期待されます。

取組等を次に掲げます。

(1) 環境に配慮した施策等の推進

- 地域の環境保全に関する基本的な計画の策定等による環境保全対策の総合的かつ計画的な推進
- 各種計画の策定に際しての野生生物の生息・生育環境の確保など環境に配慮した計画づくり
- 各種事業の実施に際して、必要に応じた環境影響評価の実施や生態系に配慮した環境への負荷の少ない工法、技術の開発・採用
- 各種制度の設定や社会資本の整備等による各主体の環境保全行動の基盤づくり
- 環境汚染の防止はもとより、リサイクルの促進等による環境への負荷の低減、安全で住みよい環境の確保

(2) 環境保全活動の促進

- 事業者や住民、民間団体の環境保全活動を促進するための環境教育・環境学習の推進、民間活動の支援及び情報の提供
- 多様な主体による環境保全に関する活動を支援
- エコマーク商品やグリーン購入など環境保全型商品の推奨、各種環境情報の提供

(3) 広域的な視点からの取組

- 近隣市町村や県と連携・協力した広域的な視点からの取組
- 地域で培ってきた知見を活かした国際的な取組

(4) 環境保全に関する率先行動

- 事業者・消費者としての環境保全行動の率先した実行
- 環境に配慮した製品等の購入・使用
- 再生可能エネルギーの導入、水の有効利用、施設周辺や屋上緑化及び建設工事における建設廃棄物の再生と利用等
- 市町村発注の公共工事において、コンクリート型枠への熱帯材の使用抑制や反復使用に努めるとともに、金属型枠、新素材及び県産材を使用する工法の採用の促進
- 庁舎、公営住宅など公共施設の建設に当たっての周辺景観との調和への配慮
- 職員に対する研修の機会や情報の提供による職員一人一人の環境保全活動の奨励
- エコ通勤（ノーマイカーデー等）、アイドリングストップなどのエコドライブへの積極的な取組

3 事業者

事業者は、その事業活動が環境に深く関わっています。

このため、様々な事業活動に際して環境への負荷の低減に努めるとともに、その能力を活かした環境保全活動の自主的・積極的な推進や官民協働の環境施策の効果的な展開、企業の社会的責任（CSR）¹に基づく環境に関する社会貢献活動やSDGsの理念を踏まえた取組を進めることが期待されます。

取組等を次に掲げます。

(1) 共通的取組

- 環境保全のための投資の拡充、技術開発
- 再生資源など環境への負荷の少ない原材料の採用・利用
- 合理化された物流サービスの利用
- 大気や水質などへの汚染物質の排出削減、廃棄物の3Rの推進・適正処理、エネルギー利用の効率化及び開発行為に際しての環境配慮
- 製品等の原料採取、製造、流通、消費及び廃棄等の各段階における環境への負荷を考慮した製品開発、消費者への情報提供、過剰包装の見直し及び製品が廃棄された後の適正処理
- 省資源・省エネルギーへの配慮
- 所有地の緑化、敷地内の雨水の有効利用及び地域の環境美化活動への参加
- 企業の社会的責任（CSR）の活動としての従業員一人一人の環境保全活動の奨励やSDGsの理念を踏まえた取組
- 県、市町村等が実施する環境保全施策への協力、支援
- 技術移転等国際協力の推進及び海外における事業活動や貿易に際しての環境への配慮
- 工場見学や農業体験の受け入れなど業種特性を活かした環境学習の機会の提供
- 環境マネジメントシステムの導入
- 従業員に対する環境保全意識の高揚のための研修の実施
- 事業活動に伴う温室効果ガスの算定・排出量削減に向けた取組の推進、省エネルギー化の徹底
- カーボン・オフセット商品やグリーン商品の購入・提供
- エコ通勤（ノーマイカーデー等）、アイドリングストップなどエコドライブへの積極的な取組
- 大規模事業における法令に基づく環境影響評価の実施
- 地球温暖化対策推進法や県地球温暖化対策推進条例に基づく「温室効果ガス排出抑制計画」の作成、実施・公表（特定事業者等）

(2) 業種別取組

① 農業

- 環境と調和した農業の推進
- 家畜排せつ物等の適正処理と有効利用の推進
- 新技術を利用した病害虫防除技術など総合的防除の開発・普及
- 環境への負荷の少ない施肥・防除方法の確立・普及
- 農地等の生態系の保全や田園景観の保全
- グリーン・ツーリズムの推進による農泊や都市農村交流の促進

¹ 企業の社会的責任（CSR）：「Corporate Social Responsibility」の略称で、企業は法律を守り提供する商品やサービスに責任を持ち、地域社会に貢献し、地球環境に配慮した活動をしなければならないという企業のありかたを表現した言葉です。

② 林業

- 計画的な森林の整備、地域の状況に応じた育成単層林施業及び育成複層林施業等による多様な森林づくり
- 保安林等の適正な施業を通じた森林の持つ公益的機能の充実
- ボランティア活動の積極的な受入れによる県民参加の森林づくり

③ 水産業

- 干潟や藻場をはじめとする漁場の保全
- 養殖場の水質調査等定期的な漁場環境調査
- 適正な放養・給餌による漁場環境保全活動
- 種苗の放流や適切な資源の保護培養
- 植樹や天然石鹼運動などの活動を通じた豊かな漁場づくり

④ 製造業

- 低負荷型生産方式の導入
- 設備の導入や製品開発に当たって、長寿命化及び省資源・省エネルギーへの配慮
- 廃棄物の排出抑制や適正処理及び自社製品の廃棄後の適正処理やリサイクル

⑤ 建設業

- 建設業に係る指定副産物等のリサイクルと廃棄物の適正処理
- 断熱材使用、通風の活用及び太陽光発電の導入や屋上の緑化など、環境に配慮した省資源・省エネルギー型の建築の推進

⑥ 運輸業

- 電気自動車やハイブリッド車等の次世代自動車の導入促進
- 陸上輸送から鉄道輸送・海上輸送へのモーダルシフトの取組の検討
- 帰り荷確保等の推進、物流施設の複合化・高度化など輸送効率の向上
- 鉄道、バス等公共交通機関の利便性の向上
- 鉄道・航空機における騒音低減のための発生源対策、海運における海洋汚染防止対策

⑦ エネルギー供給業

- 発電効率等の向上等や電力の負荷平準化
- バイオマス・小水力・地熱などの再生可能エネルギーの開発導入
- コージェネレーション¹(熱電併給システム)等の分散型電源の導入
- 下水排熱や廃棄物焼却余熱等の未利用エネルギーの活用
- 再生可能エネルギーの導入に当たって、関係法令や資源エネルギー庁が制定した「事業計画策定ガイドライン」等の遵守

⑧ 卸小売業

- 環境への負荷の少ない包装材の使用及び包装材の使用量削減など過剰包装の見直し

1 コージェネレーション：ガスタービンやガスエンジン、燃料電池などにより発電を行うと同時にその排熱を利用して冷暖房や給湯などに利用する熱エネルギーを供給する仕組みのこと。熱電併給システムともいいます。従来の発電システムでは発電後の排熱は失われていましたが、コージェネレーションでは70～80%という高い熱効率を得ることができます。

- 環境への負荷の少ない製品等の販売及び消費者への情報提供
- 消費者からの再生資源の回収等によるリサイクルや廃棄物の適正処理

⑨ 金融業

- 融資や投資の際の対象企業の行う事業活動における環境配慮の勘案
- 企業に対しての環境についての情報の提供や助言

⑩ 観光業

- 観光地の自然環境の紹介及び県内外の観光客が自然とふれあう機会の提供
- 自然を活かし、自然とふれあえるようなエコツーリズム等に関する情報の収集
・蓄積
- 地域の自然環境や景観等を活かした街並み等の整備

4 県民・NPOなど民間団体

県民は、地域における環境づくりの中心的な役割を担っていますが、日常生活一般による環境への負荷が増大しており、大量消費・大量廃棄型のこれまでのライフスタイルを見直す必要があります。

このため、人と環境との関わりについての理解を深め、日常生活に起因する環境への負荷の低減や身近な環境をより良いものにしていくため、環境保全活動を自主的・積極的に進めることや各主体の協働による取組が期待されます。

また、NPOなど民間団体は、県民や事業者によって組織され、緑化活動、リサイクル活動及び各種啓発活動などを行っており、環境保全に大きな役割を果たしています。特に、草の根の活動や民間による国際協力など地域に密着したきめ細かな活動を展開しており、今後とも様々な分野において、より一層の活躍が期待されます。

取組等を次に掲げます。

(1) 県民

① 環境への負荷の少ないライフスタイルの確立

- 節電・節水など省資源・省エネルギー型生活への転換
- 洗剤の適正使用など生活排水による水質汚濁の低減
- エコマーク商品など環境への負荷の少ない製品やサービスの購入・利用や過剰包装の辞退
- アイドリングストップなどエコドライブの実践、不要不急時の自動車の使用の自粛及び徒步・自転車・公共交通機関等の交通手段の選択
- ごみの分別・減量化及びリサイクルの実施

② 環境に配慮した住まいづくり

- 住宅づくりに当たっての断熱構造化や気密性の確保
- 太陽光発電や太陽熱温水器の利用及び省エネルギー型機器の導入
- 雨水の利用や敷地の緑化

③ 豊かな環境の確保

- 野生生物や自然の保護及び身近な緑の適正な管理
- 自然の樹木を傷つけたりむやみに採取するなど自然を損傷するような行為の自粛
- 生態系の破壊につながる外来魚種の放流や動植物の放棄の自粛
- 家庭騒音やごみの散乱など日常生活における近隣公害の防止

④ 環境保全活動への参加

- 環境保全に係る講演会や環境学習への積極的な参加
- 県や市町村等が実施する環境保全施策への協力
- 地域のリサイクル活動や緑化活動、環境美化活動等への積極的な参加

(2) NPOなど民間団体

① 環境保全活動の推進

- リサイクル活動、環境美化活動及び自然観察活動等の環境保全活動の推進
- 森林ボランティア活動や緑化活動等の地域ボランティア活動の推進
- 県や市町村等が実施する環境保全施策への協力

② 多様な取組の推進

- 環境保全に関する各種行事、講習会及び講演会等の主催のほか、環境保全に関する他の主体との連携・協力
- 地域における団体相互との協働
- 各団体の専門性や地域性などの特徴を生かした環境教育、環境保全活動などの企画、実施
- 各団体が持つ専門性等を生かした事業者や行政の活動に対する提言及び協働

第2節 環境への配慮事項

1 土地利用における環境への配慮事項

土地は、生活や生産活動の共通の基盤であるとともに、現在及び将来における県民の限られた資源であり、その適正な利用により環境の保全を図ることが重要です。

このため、土地を利用するに当たっては、その計画段階において、できるだけ早期に、当該地域の環境特性や環境配慮事項を把握することにより、環境への負荷の少ない土地利用を進めることができます。

ここでは、土地の利用に当たり環境へ配慮すべき基本的事項を示します。

(1) 農地

- 自然環境の保全等の多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境と調和した農業の展開を図ります。
- 宅地と混在する農地については、地域住民の意向に配慮しつつ、農業生産活動と周辺環境が調和するよう努めます。
- 国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全など農地の多面的機能が適切に発揮されるよう、農地の確保と有効利用を図ります。

(2) 森林・原野

- 県土の保全、水源の涵養及び二酸化炭素の吸收機能など森林の公益的機能を総合的に発揮しうる持続可能な森林経営の確立に向け、必要な森林の確保と整備を図り、多様な森林づくりと資源の有効活用を目指します。
- 原生的な森林や保全を図るべき森林は、その適正な維持・管理を図ります。
- 原野のうち、湿地、水辺及び山頂などの自然草原並びに火入れ等で維持されている半自然草原等は、野生生物の生息・生育環境として重要であり、生物多様性維持の観点から保全を図ります。
- その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。
- 都市やその周辺の森林は、良好な環境を確保するため、緑地としての保全・整備を図ります。

(3) 沿岸域・河川・湖沼等

- 自然海岸など自然が残されている沿岸域については、多様な生態系の保全を図るとともに、自然体験型の水辺空間としての利用を図ります。
- 港湾・漁港等については、自然環境に配慮するとともに、県民に開放された水辺空間としての整備に努めます。
- 河川、溪流及び湖沼については、自然環境に配慮するとともに、自然の水質浄化、生物の生息・生育環境、うるおいのある水辺空間及び都市における貴重なオープンスペースなど多様な機能の維持・向上を図ります。

(4) 道路

- 一般道路については、環境に十分配慮し、人と環境にやさしい道路の整備を図ります。特に、市街地においては、必要に応じて植樹帯の設置等を進め、良好な沿道環境の保全・創造に努めます。
- 農道、林道については、農山村の生活環境の向上及び自然環境の保全に十分配慮します。

(5) 宅地

- 住宅地については、自然の地形をなるべく変えないで道路、公園及び緑地などの空間を確保します。また、環境への負荷の低減に配慮した住まいづくりを促進します。
- 既成市街地については、土地の高度利用や未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備等を図ります。
- 工業用地については、工場立地法¹に基づき緑地の確保を図り、住宅区域等との間で良好な環境の確保を図ります。
- その他の宅地については、良好な環境の確保に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図るとともに、周辺景観との調和にも配慮します。

(6) レクリエーション用地

- 造成などによる自然地形の改変を最小限にとどめ、野生生物の生息・生育環境を確保するため、可能な限り残置森林の保全に努めます。
- 自然環境との調和を図り、緩衝地帯の設置や農薬の適正使用など周辺の自然環境に十分配慮します。
- 森林、河川及び沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の配置に際しては、自然環境の保全に努めます。

(7) 公用・公共用施設用地

- 文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び福祉保健施設等の公用・公共用施設の整備に当たっては、自然環境の保全とともに、周辺景観との調和にも配慮します。

1 工場立地法：工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようすることを目的とした法律です。工場の新・増設等をする際には、敷地面積に応じて生産施設面積に上限を設けるほか、一定割合以上の緑地等の環境施設の設置を義務づけています。

2 各種事業の実施における環境への配慮事項

県や市町村、事業者等が行う様々な事業は、社会資本整備や生活水準の向上に貢献していますが、その一方で、環境への影響が懸念されます。これら事業の実施に当たり、環境への影響を最小限にとどめるよう環境に十分配慮することが必要です。

ここでは、環境に影響を及ぼすおそれのある各種事業の実施に当たり配慮すべき基本的事項を示します。

(1) 共通的配慮事項

- 各種事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守し、環境に配慮するとともに、必要に応じ環境影響評価を行うなど実行可能な範囲内で環境への影響をできる限り回避し、低減します。
- 原生的な自然や優れた自然をやむを得ず改変する場合は、自然の持つ復元能力を極力活かしつつ、自然や野生生物に優しい工法の採用に努めるとともに、必要に応じ事後調査に基づく復元・代替措置を講じます。
- その他地域の自然を改変する場合は、自然や野生生物にやさしい工法の採用に努めるとともに、必要に応じ復元等の措置を講じます。
- 工期や工法の選定に際しては、野生生物の繁殖時期を避ける等その生態に配慮します。
- 建設資材への再生資源の利用に努めるとともに、建設廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルを進めます。
- 省資源・省エネルギーに配慮します。

(2) 事業別配慮事項

① 道路の整備

- 交差点の改良、立体交差化等の交通流対策を進めるとともに、必要に応じて植樹帯を設置するなど、大気汚染及び騒音・振動の防止に努めます。
- 透水性舗装等雨水の地下浸透を促す施設の設置に努め、地域の水循環を確保します。
- 路盤材・アスファルト合材等への再生資源の利用に努めます。
- 自然環境をできるだけ残すような路線の選定や野生生物の生息・生育環境の分断を避ける工法の採用に努めるなど、地域の健全な生態系の保全に配慮します。
- 歩道及び道路法面については、周辺景観に調和した樹種の選定による緑化等に努めます。
- 樹林地やその他の緑地、沿道の自然景観の保全に努めます。
- 歴史的遺産を活用した景観の形成に努めます。
- 電線の地中化等により良好な街並景観の形成に努めます。

② 河川の整備

- 河川の生態系を維持できる適切な水量と河川空間の確保に努めます。
- 河川が本来有している水質浄化機能の維持に配慮します。
- 自然にやさしい工法を採用するとともに、水生生物や水辺植物の生息・生育環境に配慮した構造にします。
- 地域の特性に応じ、野生生物の生息・生育環境の確保や景観の保全に配慮するとともに、緑地や親水施設の整備を進めます。

③ 発電所及び工場・事業所の新設・変更事業

- 大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音・振動、悪臭及び地盤沈下等が生じないよう配慮します。
- 野生生物の生息・生育環境の確保など地域の健全な生態系の保全や景観に配慮します。
- 良好的な樹林地を可能な限り保全するとともに、その他の緑地や親水施設の整備に努めます。
- 施設の建設に当たっては、再生可能エネルギーの導入や省資源・省エネルギー化に努めます。

④ 廃棄物処理施設の整備

- 施設の整備に当たっては、周辺の土地利用の状況との整合を図ります。
- 生ごみの堆肥化や固形燃料化等ごみの資源としての有効利用に努めます。
- し尿処理施設から生じる汚泥を肥料等にして有効利用します。
- 資源、エネルギー及びリサイクルなどの環境学習の場としての活用を図ります。
- 埋立跡地の適切な管理と有効利用に努めます。
- 廃棄物焼却時に発生する余熱等を利用した熱供給や発電等により、エネルギーの有効利用を図ります。

⑤ 公有水面の埋立

- 事業計画の策定に当たっては、周辺の土地利用の状況や道路等の各種基盤の整備状況との整合を図ります。
- 事業の実施が潮流、地形・底質、水質へ著しい影響を生じさせないように努めます。
- 公有水面を埋め立てる場合には、野生生物の生息・生育環境の確保や干潟・砂浜等の海浜の保全など自然環境に十分配慮しつつ整備を進めます。
- 地域の特性に応じ、野生生物の生息・生育環境の確保や景観の保全に配慮するとともに、緑地や親水施設の整備を進めます。
- 港湾の環境の保全・再生・創出に努めるとともに、自然調和型漁港づくりを進めます。
- 埋立に使用する材により、有害化学物質などによる環境汚染が生じないように配慮します。

⑥ 公園・緑地・下水道の整備

- 公園・緑地の緑が持つ環境保全機能に留意し、大気浄化、ヒートアイランドなどの都市環境の改善及び騒音の緩和に努めます。
- 自然環境や歴史的遺産を活用した景観など計画地が本来有している環境に配慮し整備します。
- オープンスペースの確保や良好な都市景観の形成に努めます。
- 自然保護教育や自然観察など環境学習の場として活用を図ります。
- 公園の維持管理のための農薬・肥料等の散布が、大気・水環境に影響が生じないよう適正管理に努めます。
- 下水道施設の整備に当たっては、周辺の土地利用の状況との整合を図ります。
- 下水処理水を中水道や修景用水などとして再利用に努めます。
- 下水汚泥や焼却灰の再資源化や有効利用に努めます。
- 汚泥焼却に伴う排熱や下水排熱等を有効利用するための施設の整備に努めます。

⑦ 住宅市街地、工業団地等の建設、整備

- 事業の実施に当たっては、周辺の土地利用の状況並びに下水道、廃棄物処理施設及び公共交通機関等の都市基盤の整備状況との整合を図ります。
- 大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音・振動、悪臭及び地盤沈下等が生じないように配慮します。
- 雨水の利用や中水道の導入等により水の循環利用に努めます。
- 自然の地表面や緑地の保全に努めるとともに、透水性舗装など雨水の地下浸透を促す施設の設置に努め、地域の水循環を確保します。
- 電波障害、日照障害及び風害により環境に著しい影響が生じないよう配慮します。
- 身近に自然とふれあえる場として、良好な樹林地を可能な限り保全するとともに、その他の緑地や親水施設の整備に努めます。
- 良好的な都市景観や歴史的遺産を活用した景観の形成に努めます。
- コージェネレーション(熱電併給システム)の導入、建築物の省エネルギー化等によりエネルギーの有効利用を進めます。
- 野生生物の生息・生育環境の確保など地域の健全な生態系の保全や景観に配慮します。

⑧ レクリエーション施設の整備

- 事業計画地の選定に当たっては、事業地の環境特性を十分に把握し、周辺の土地利用の状況との整合を図ります。
- 野生生物の生息・生育環境の確保など地域の健全な生態系の保全や景観に配慮します。
- 良好的な樹林地を可能な限り保全するとともに、その他の緑地や親水施設の整備に努めます。
- 農薬や肥料の使用に際しては、水質汚濁の防止に努めます。

⑨ 農山漁村の整備

- 農・漁業集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の普及に努めます。
- 家畜排せつ物、動植物性残さ等の処理施設の整備を進めるとともに、農業用水路等の水質浄化機能の向上を図ります。
- 家畜排せつ物、動植物性残さ等を肥料として有効利用するなど、廃棄物の再資源化に努めます。
- 住宅地に近接する地域においては、悪臭による周辺地域への影響が生じないよう配慮します。
- 畜産施設においては、放流水の適正処理を行い、公共用水域の水質保全に努めます。
- 農薬や肥料の適正使用・管理に努め、水・土壤環境、生態系の保全に配慮します。
- 水路等の新設や改修に当たっては、自然にやさしい工法を採用するとともに、水生生物や水辺植物の生息・生育環境に配慮した構造にします。
- 良好的な樹林地やため池などを保全し、景観の形成に努めます。
- グリーン・ツーリズムやエコツーリズムを進め、自然や農業とのふれあいの場、体験学習の場としての活用を図ります。

